

## 第2章

### 市民が主役のまちづくり

- 5 市民が主役の地域づくり
- 6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成
- 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

## 5 市民が主役の地域づくり

### (1) 地域コミュニティ※の振興

#### 基本方針

コミュニティ※組織に対する支援により、各地域における活動の活性化を図ります。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
市民主役の地域づくりの推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18. 1	48%	→ 増やす

#### 現状と課題

##### 【現 状】

都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感の希薄化、世代間の断絶などが進行し、市民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。反面、ふれあいとうるおいのある地域づくりやふるさとづくりが叫ばれ、地域の中でまちづくりについて協議するような動きが生まれています。

こうした中、本市では、ふるさとづくり推進協議会、自治会、女性会、子ども会などのコミュニティ活動が、それぞれの地域の特性を生かしながら展開されています。

##### 【課 題】

各地域の住民同士が相互に支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動を行なうなど、コミュニティ※の果たす役割が一層重要となっている中、ふるさとづくりやまちづくり、地域イベント・行事などを通じた地域コミュニティ※の活性化を図る必要があります。

※ コミュニティ：人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団、地域社会。

## 施 策 体 系

### (1) 地域コミュニティ<sup>\*</sup>の振興

① コミュニティ<sup>\*</sup>組織の活性化

② 地域イベント・行事の活性化

## 施策展開

### ① コミュニティ<sup>\*</sup>組織の活性化

#### ● 施策内容

コミュニティ<sup>\*</sup>組織への公的支援を図りながら、行政との協働による地域づくりを推進します。

#### ● 主な取り組み

- ・ふるさとづくり推進協議会、自治会、女性会、子ども会などの組織の活性化支援
- ・研修事業への支援
- ・活動への支援

### ② 地域イベント・行事の活性化

#### ● 施策内容

地域でのふれあいや連帯感の醸成を図るために、地域イベントや行事の活性化を促進します。

#### ● 主な取り組み

- ・コミュニティ<sup>\*</sup>に必要な備品等の支援
- ・コミュニティ<sup>\*</sup>活動保険の検討
- ・世代間交流の推進

## 5 市民が主役の地域づくり

### (2) 市民活動の活性化

#### 基本方針

市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民のボランティア活動の活性化を促進します。

#### 目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
ボランティア団体数	市民活動団体の総数（福祉活動ボランティアを含む）	H19.3	約500団体	→ 増やす
NPO※法人の認証数	特定非営利活動促進法により県が認証を行った法人数	H19.3	11団体	→ 増やす
ボランティア・NPO※等の活動に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48%	→ 増やす

#### 現状と課題

##### 【現状】

近年、市民自身が自ら住むまちの魅力や誇りを大切にし、まちづくりに参加するという気運が高まり、様々な市民ボランティア活動やNPO※法人が生まれています。

##### 【課題】

市民主体の地方自治の実現に向け、市民ボランティアの総合窓口を設け、「地域の役に立ちたい、力になりたい」という市民の気持ちを受け止めることのできる環境づくりを行い、ボランティア組織の把握・活動支援、一般市民への情報提供などを行うとともに、活動・交流の拠点となる施設の整備が必要となっています。

※ NPO : Non- Profit Organization の略。環境・福祉・国際交流などに関する目的で様々な活動を行っている非営利の民間組織。

## 施 策 体 系

### (2) 市民活動の活性化

① ボランティア・NPO<sup>\*</sup>等の育成

② 市民活動支援センターの整備

## 施策展開

### ① ボランティア・NPO<sup>\*</sup>等の育成

● 施策内容

市民のボランティア活動への参加要望に的確に対応できるよう総合窓口を設置し、市民活動に関する情報収集・提供体制の整備、ボランティア団体の育成を図ります。

● 主な取り組み

- ・市民活動ガイドブックの作成
- ・情報収集・提供体制の整備
- ・ボランティアリーダー等の養成
- ・学校施設を活用した地域の学習・交流活動の推進
- ・まちづくり人脈の形成・活用

### ② 市民活動支援センターの整備

● 施策内容

公共施設や空き店舗の活用を視野に、関係団体の要望を把握しながら、市民活動の拠点施設を整備し、活動の支援を図ります。

● 主な取り組み

- ・関係団体の要望の把握
- ・公共施設や空き店舗の利活用の検討
- ・市民団体の自主管理、指定管理者制度<sup>\*\*</sup>等の導入

\* 指定管理者制度：市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

## 5 市民が主役の地域づくり

### (3) 市民と行政との協働のまちづくり

#### 基本方針

市民の意見を聴くとともに、市民への情報提供と説明責任を果たし、市民と行政の情報共有を促進しながらまちづくりを推進するため、市民と行政とのよりよい協働の仕組みと体制の整備を図ります。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
「対話の日」の年間参加者数	—	H17 年度	372 人	→ 720 人
出前講座の年間開催数	—	H17 年度	7 回	→ 12 回

#### 現状と課題

##### 【現 状】

本市では、市民の行政参画を促進するため、広報紙、ホームページを活用した市政情報の提供や市長との「対話の日」の開催、市職員による「出前講座」の開設、市政の状況を説明する「市政説明会」の開催を行うとともに、「まちづくり市民会議」の設置など、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりに取り組んでいます。さらに、市民への説明責任を果たし、行政運営の透明性・公正性を確保するため、住民投票制度や市民意見公募（パブリックコメント）制度※を導入しています。

##### 【課 題】

市民と行政が対等・平等の関係で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、これらの広報・広聴活動をさらに充実するとともに、その役割分担を明確にするなど住民自治の基本理念・原則を定めた自治基本条例（仮称）の制定など市民と行政との協働の仕組みや体制の整備が求められます。

※ 市民意見公募制度：市の基本的な計画や条例などの策定に際して、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民からの意見や情報を募集し、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

## 施 策 体 系

### (3) 市民と行政との協働のまちづくり

① 市民参加の機会づくり

② 広報・広聴機能の充実

③ 市政情報公開の推進

④ 市民と行政との協働体制の整備

## 施策展開

### ① 市民参加の機会づくり

● 施策内容

市民と行政が協働しながらまちづくりを進めていくけるよう、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりを整備します。

● 主な取り組み

- ・まちづくり市民会議の活用
- ・協議会等委員の公募
- ・市民意見公募（パブリックコメント）制度※の活用

### ② 広報・広聴機能の充実

● 施策内容

市民の声を生かす行政運営のため、広報・広聴機能の充実を図ります。

● 主な取り組み

- ・市長と市民との「対話の日」の開催
- ・市勢要覧、観光マップの活用
- ・広報紙、ホームページの充実

### ③ 市政情報公開の推進

● 施策内容

市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、情報公開制度、議会中継などを充実させ、市政情報を市民と行政が共有し、共にまちづくりを推進します。

● 主な取り組み

- ・市政説明会の開催
- ・情報公開制度の充実
- ・議会中継の充実
- ・出前講座の充実

### ④ 市民と行政との協働体制の整備

● 施策内容

市民と行政がともに役割を担う参加と協働の体制として、自治体運営の基本原則を条例などとして定め、それを推進するための仕組みの整備に努めます。

● 主な取り組み

- ・自治基本条例（仮称）の検討・制定
- ・行政評価システム※の導入・活用
- ・住民投票制度の活用

※ 行政評価システム：行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果にもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算策定に反映させる仕組み。

## 6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

### (1) 人権尊重のまちづくりの推進

#### 基本方針

人権尊重の精神を育み、一人ひとりの人権が保障される差別のない明るい社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場などが一体となって取り組める体制の整備に努めます。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
人権教育推進講座の参加者数	1年間の参加者数	H18 年度	148 人	→ 200 人

#### 現 状 と 課 題

##### 【現 状】

社会の多様化とともに、人権に関する関心が高まっている反面、差別的言動、いじめ、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント※、ドメスティック・バイオレンス※（DV）など表面化しにくい人権侵害が多くなっています。

本市では、学校教育・社会教育において人権教育を推進するとともに、人権侵害の事案に対しては、人権擁護委員の活動や県の専門機関との連携のもとで被害者救済の取り組みを行っています。

##### 【課 題】

学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて、差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された社会を築くため、人権教育啓発を推進していく上で、支援体制の整備、指導者の養成、学習機会の充実に取り組む必要があります。

※ セクシュアル・ハラスメント：相手を不快にさせる性的な言動。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力。

## 施 策 体 系

### (1) 人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権教育・啓発の推進
- ② 人権擁護活動の推進

## 施策展開

### ① 人権教育・啓発の推進

● 施策内容

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組む体制の整備を図ります。

● 主な取り組み

- ・人権教育支援体制の整備
- ・学習機会の充実
- ・指導者の養成

### ② 人権擁護活動の推進

● 施策内容

関係機関と連携しながら配偶者・パートナーからの暴力（DV<sup>\*</sup>）など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済に努めます。

● 主な取り組み

- ・相談体制の充実
- ・職員研修の充実
- ・人権擁護活動の推進

## 6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

### (2) 男女共同参画社会の形成

#### 基本方針

男女共同参画プランを着実に推進し、男女の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、学校・家庭・地域・職場など様々な場面において男女共同参画が可能な条件の整備を進めます。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業の公募数	—	H18 年度	2,652 点	→ 3,000 点
市の審議会等委員における女性委員の割合	女性委員数÷審議会委員総数×100	H19. 3	22.7%	→ 30%

#### 現状と課題

##### 【現 状】

近年、女性の社会進出が進み、就業者の増加をはじめ、環境問題等様々な市民活動に取り組む女性も増えてきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、女性の社会進出を支援する仕組みが十分とはいえません。家事・育児・介護などを理由に就業や活動を中断する女性が多くみられ、男性も仕事中心の生き方のために、地域とのかかわりや家庭における家事・育児等へのかかわりが少ない状況です。

本市では、啓発事業として「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を実施して全国に向けて情報発信を行っています。

##### 【課 題】

「男女共同参画プラン」を着実に実施して、男女平等の観点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、学校・家庭・地域・職場など様々な場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備が求められます。

## 施 策 体 系

### (2) 男女共同参画社会の形成

- ① 男女共同参画社会システムの充実
- ② 社会活動への参画支援

## 施策展開

### ① 男女共同参画社会システムの充実

● 施策内容

「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を通して全国に情報を発信し、男女平等に対する意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。

● 主な取り組み

- ・男女共同参画プランの推進
- ・「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」の募集

### ② 社会活動への参画支援

● 施策内容

地域活動や環境保全活動などの社会活動への女性の参画を支援します。

● 主な取り組み

- ・女性団体連絡協議会の支援
- ・女性団体の活性化支援
- ・女性リーダーの育成

## 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

### (1) 効率的な行政運営の推進

#### 基本方針

行政改革大綱を着実に推進し最小の経費で最大の行政効果をあげるため、適切な組織管理、人事管理、事務管理などを行い、簡素で効率的な行政運営の確立を図ります。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
指定管理者制度導入施設数	—	H19. 3	19 施設	→ 増やす
職員 1 人当たりの市民の数	総人口数÷総職員数	H18. 4	65 人	→ 70 人
職員研修受講者数	1 年間の受講者数	H18 年度	42 人	→ 60 人

#### 現 状 と 課 題

##### 【現 状】

本市は、少子高齢化により、子育て支援や介護サービスなどの行政サービスに対応するための予算が増大する一方で、税収の伸び悩み、地方交付税の縮減など、厳しい行財政運営を迫られています。

##### 【課 題】

合併により市域が拡大し、地域間格差、施設の重複、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあるため、行政改革大綱を着実に推進することで、市民ニーズ\*に基づき限られた財源を重点化し、業務量に見あった簡素な組織機構を実現するとともに職員の資質向上を図るなど、効果的・効率的な行政運営の確立が求められます。

## 施 策 体 系

### (1) 効率的な行政運営の推進

① 行政改革の推進

② 適正な組織体制の確立

③ 職員の資質の向上

## 施策展開

### ① 行政改革の推進

#### ●施策内容

行政改革により、市民ニーズ※を起点にした行政評価を行って事務事業を見直すとともに、民間のノウハウや職員提案を活用してサービスの質の向上を図ります。

#### ●主な取り組み

- ・行政改革大綱による行革の実施
- ・行政評価による事務事業の見直し
- ・民間委託や指定管理者制度などの推進
- ・施設の統廃合の検討
- ・職員提案制度の推進

### ② 適正な組織体制の確立

#### ●施策内容

市民ニーズ※と業務量に見あった職員配置に努めるとともに、部課の統廃合等組織機構の再編成を行い定員の適正化などを推進します。

#### ●主な取り組み

- ・市民ニーズ※と業務量に見あった職員配置
- ・部課の統廃合等組織機構のスリム化
- ・定員管理・給与の適正化

### ③ 職員の資質の向上

#### ●施策内容

専門的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、人材育成に関する基本指針を策定するとともに、職員研修を充実します。

#### ●主な取り組み

- ・職員研修体制の一層の充実・強化
- ・人材育成方針の策定

※ ニーズ：要求、需要。

## 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

### (2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

#### 基本方針

市民の行政需要に対して、迅速・的確・安心・安全に対応できるよう、電子自治体を推進するとともに、行政サービスの向上、行政事務の効率化に努めます。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
シングルサインオン※で利用可能な行政システム数	—	H19. 3	2	→ 4
行政窓口での対応に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18. 1	48%	→ 増やす

#### 現 状 と 課 題

##### 【現 状】

少子・高齢化、国際化、高度情報化など大きな社会環境の変化に伴い、行政に対する市民のニーズ※が多様化・高度化し、従来にも増して質の高い行政サービスへの期待が高まっています。

こうした中、本市は、行政分野における情報化として、公共施設を光ファイバー※で接続した高速地域情報通信ネットワークを構築し、行政事務の効率化を図るとともに、公民館での市議会中継など市民サービスの向上にも取り組んでいます。また、窓口サービス充実への取り組みとしては、窓口業務の時間延長や一部の郵便局での証明書の交付などを行なっています。

##### 【課 題】

市民の行政ニーズ※に対して、迅速・的確に対応するため、情報通信技術を活用した行政事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護及びセキュリティに配慮し、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供が必要です。

※ シングルサインオン：ユーザーが一度だけ認証を行なえば、許可されているすべての機能を利用できるようにするシステム。

## 施 策 体 系

### (2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

- ① 市民サービス・窓口サービスの向上
- ② 庁内行政情報化の推進

## 施策展開

### ① 市民サービス・窓口サービスの向上

● 施策内容

庁内業務系システムの充実を図ります。また、電子申請やワンストップサービスの拡充など窓口サービスの向上に努めます。

● 主な取り組み

- ・業務系システムの管理・運用
- ・電子申請サービスの拡充
- ・ワンストップサービス\*の拡充
- ・窓口受付時間延長サービスの拡充

### ② 庁内行政情報化の推進

● 施策内容

庁内の行政情報を共有化し、事務の効率的運用に努めます。また、文書事務の電子化など更なる効率化に取り組みます。

● 主な取り組み

- ・高度情報通信基盤の管理・運用
- ・行政系システムの管理・運用

\* ワンストップサービス：1箇所、または一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。

## 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

### (3) 財政運営の健全化

#### 基本方針

市税をはじめとする自主財源の確保に努める一方、増大する行政需要に対しては、行政評価システムを導入することにより、歳出全般の見直しと財源配分の重点化を行い、総合計画と予算の整合性を図りながら健全で一貫性のある財政運営を推進します。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
実質公債費比率*	地方債等の返済に要する一般財源÷歳出全体に要する一般財源×100	H17 年度	23.7%	→ 18%
経常収支比率*	毎年経常的に出ていく一般財源÷毎年経常的に入ってくる一般財源×100	H17 年度	96.1%	→ 85%

#### 現 状 ・ 課 題

##### 【現 状】

現在、わが国の経済は、民間需要を中心とした確実な回復基調にあるといわれるものの、地方公共団体の財政状況は、国の三位一体改革や地方交付税改革などにより長期的に見れば厳しい状況が続くと予想されます。

本市においても、17年度(2005年)には、実質公債費比率\*23.7%、経常収支比率\*96.1%と指標数値が示すとおり、公債費\*が高い水準で推移することや高齢化社会を反映した扶助費、医療費の自然増、多くの定年退職による人件費の急増等により義務的経費が高騰し、経常的な歳入に対して、経常的な歳出が上回る財源不足が続いている、財政硬直化の状況にあります。

##### 【課 題】

一定の市民サービスを確保しながらも、将来を見据えた財政の健全化を推進していくためには、財政状況の現状認識を市民も含め共有し、行財政改革プランのもと、既存の制度や事務事業の徹底した見直しや職員数の適正化を図り、限られた財源の効率的な運用と自主財源の積極的な確保を推し進め、実質公債費比率\*、経常収支比率\*数値の改善を行う必要があります。

\* 実質公債費比率:平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行し導入された財政指標で、債務負担行為額だけでなく、借金返済に要する他会計からの繰越金も含み、いわゆる連結決算の考え方方が導入されたもの。

## 施 策 体 系

### (2) 財政運営の健全化

① 財政の効率的運営

② 自主財源の確保

## 施策展開

### ① 財政の効率的運営

#### ●施策内容

市民の目線に立った行政活動により「どんな目的・効果が達成されたのか」という市民本位の行政運営へ転換し、限られた財源の重点的配分等を進めます。

#### ●主な取り組み

- ・実施計画の策定
- ・行政評価システム※の導入・活用
- ・行政評価による施策・事業のチェック
- ・行政評価に基づく予算の編成

### ② 自主財源の確保

#### ●施策内容

自主財源の確保に向けて市税等の収納対策、各種使用料・手数料の見直し、広告掲載による収入、市有財産の有効活用、新規財源の確保に努めます。

#### ●主な取り組み

- ・市税等の収納対策
- ・各種使用料・手数料の見直し
- ・広告掲載による収入確保
- ・市有財産の有効活用、新規財源確保

※経常収支比率：地方自治体の財政の硬直化の度合いを示す指標で、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費（借金の返済）等の経常的経費に充当される割合をさすものである。

※ 公債費：地方自治体が、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源の中から借金の返済に充てる費用のこと。

## 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

### (4) 広域連携の強化

#### 基本方針

多様化した市民ニーズ※に対応するため、周辺市との連携と協調のもと、各地域の特性に応じた機能分担を図りながら、地域課題の一体的、総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、広域連携事業を推進します。

#### 目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
広域行政事務事業数	—	H19. 3	9件	→ 増やす

#### 現 状 と 課 題

##### 【現 状】

近年、車社会の進展に伴う生活圏の拡大、国際化や高度情報化の進展に伴う経済活動の広域化などにより、市民のニーズ※は高度化、多様化し、限られた財源の範囲で、すべてのニーズ※に対応することは困難となっています。このため、市域を超える広域的な取り組みによって、圏域内の住民がそれぞれの市の機能を享受できる仕組みづくりとして、本市は、宇部小野田広城市町村圏振興整備協議会の一員として広域行政を推進してきました。平成18年(2006年)には広域圏を含む近隣の5市によって、環境分野における相互連携に関する協定を締結し推進しています。

##### 【課 題】

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、情報交換を行いながら、医療システム、高齢者や障害者福祉、スポーツ・文化、観光などの分野において広域連携事業を検討していく必要があります。

## 施 策 体 系

### (3) 広域連携の強化

① 広域行政の推進

② 関係市間の連携強化

## 施策展開

### ① 広域行政の推進

●施策内容

山口県立おのだサッカー交流公園などを活用して広域圏における交流を促進します。

●主な取り組み

- ・広域市町村圏行政の推進
- ・広域圏における交流の促進

### ② 関係市間の連携強化

●施策内容

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、広域連携事業の検討を行います。

●主な取り組み

- ・医療システム、高齢者や障害者福祉、スポーツ・文化、観光などの分野で広域連携事業を検討

